

# 坂町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年8月

坂町通学路安全推進会議

## プログラム策定の目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して、緊急合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

本町においては、坂町第4次長期総合計画の中に、安全・安心対策の充実「交通安全対策の充実」を政策目標に掲げ、安全で快適な交通環境の整備、交通安全教育の推進と意識啓発などの施策を進めています。

これらのことをふまえ、子どもたちの登下校時の安全安心確保のため、「坂町通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組の方針～」を策定しました。

### 1. 通学路安全推進会議等について

本町では毎年、坂町交通安全対策協議会を開催し、陸上交通の安全に関する総合的な施策等を推進するため、交通安全実施結果報告や計画について関係機関が協議しており、通学路などの安全対策においても、道路管理者と各保育所（園）、各小学校、中学校、高等学校、大学の関係機関と「小学校等が実施する通学路点検の結果」「道路管理者の対策実施状況」などの情報を交換・協議している。

坂町交通安全対策協議会が実施しているこれらの所管事務のうち、通学路の安全対策を更に充実させるため、本プログラムを策定し、関係機関との連携を強化し、着実に安全対策を実施する。

#### (1) 【構成機関】

坂町交通安全対策協議会の委員の属する機関の内

(広島国道事務所、坂町役場産業建設課、坂町教育委員会、海田警察署、坂町役場環境防災課、各小中学校)

※ 各小・中学校PTAとの調整は、学校が行う。

※ 県道を管理する広島県西部建設事務所との調整は、維持を行う坂町役場産業建設課が窓口となる。また、広島港湾振興事務所が管理する臨港道路も同様とする。

#### (2) 【推進体制】

構成機関が連携して児童生徒の登下校時の安全を確保する。

(ア) 坂町教育委員会は、学校と連携し、通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育を支援する。また、学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組む。

- (イ) 道路管理者（広島国道事務所、坂町産業建設課）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組む。
- (ウ) 海田警察署（坂町環境防災課）は、児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締などに取り組む。
- (エ) 学校は、PTAと連携し、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底する。また、関係機関・組織と協議して改善を要請する。

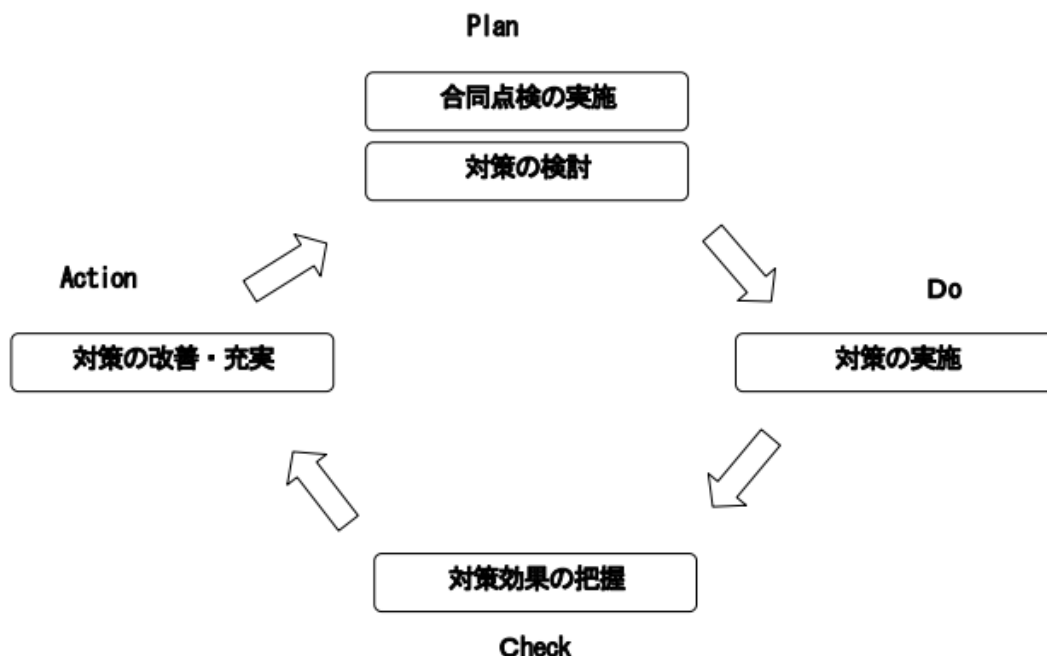
## 2. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を実施するとともに、対策の改善・充実を行う。

これらの取組をPDCAサイクルとして次のように繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

[通学路の安全確保のためのPDCAサイクル]



### (2) 定期的な合同点検

#### (ア) 合同点検の実施時期等

- ・小、中学校等から危険箇所を報告してもらい、坂町交通安全対策協議会へ諮る。

・危険箇所などは、現地確認のため、坂町通学路安全推進会議において、合同点検を実施する。

(イ) 合同点検の体制

・地域ごとに通学路等に関して、学校、道路管理者、警察、その他必要と思われる者が参加する合同点検を行う。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等、ハード対策や交通規制や交通安全教育等、ソフト対策を基本に、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握と対策の改善・充実

対策実施後、効果を学校関係者からの聞き取り等により把握し、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図る。また、坂町交通安全対策協議会でも認識の共有のため結果報告を行う。

3. 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。